

氏 名 白岩 伸也
学位の種類 博士（教育学）
学位記番号 博甲第 9330 号
学位授与年月 令和元年12月31日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
審査研究科 人間総合科学研究科
学位論文題目 海軍飛行予科練習生の教育史的研究

—軍関係教育機関としての制度的位置とその戦後の問題—

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	大谷 奨
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	濱田 博文
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	上田 孝典
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	國分 麻里

論文の内容の要旨

白岩氏の博士学位論文は、海軍飛行予科練習生（以下、予科練）制度の成立とその展開の過程、およびそれがもたらした戦後の問題について、軍関係教育機関としての位置づけに焦点をあてて検討したものである。著者は、この作業を通じ、近現代日本における軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係、そしてその歴史的射程について考察することを目的とすると述べている。本論文は序章、第1章から第5章および終章で構成されており、その要旨は以下のとおりである。

序章において著者は、戦前、経済的な理由から進学が難しい者の進路先として軍関係教育機関が存在していたが、なかでも予科練は非「学校」的な教育機関であったこと、しかし軍隊に所属している限り、教程を修了したという「軍歴」を「学歴」に読み替える必要はなかったこと、ところが戦後軍隊が解体され、文部省以外の省庁が所管する教育機関や他の軍関係教育機関での学習歴が「学歴」として認定されていく中で、予科練出身者もまた自らの「軍歴」を「学歴」として認定を求めるようになった点で、教育制度史上特有の位置にあったことに着目すると述べ、その研究を進める必要と意義を、先行研究を踏まえつつ論じている。

第1章では、予科練制度発足の経緯と背景について、第一次大戦後に構想された海軍航空学校から、1930年に制度化された海軍練習航空隊へ移行する過程を検討している。第一次大戦後、航空兵力に関心が集まる中で航空兵の養成方法が模索され、当初は海軍航空学校の創設が模索されたが、結局は管理と経費の点から航空隊に練習部を置きそこで航空兵を養成する方法が選択されたこと、その対象として経済的な理由で中学校への進学が困難である「遺賢」に注目していったこと、その際士官への昇進する可能性がインセンティブとして示されたこと、そしてこの海軍練習航空隊を引き継ぐ形で1930年に高等小学校卒業程度の学力を持った者から選抜する予科練制度が発足したことが明らかにされている。

第2章では当初、高等小学校卒を対象としていた予科練制度が、戦時下、甲種飛行予科練習生を創設し、中学校在学者をも対象としていったこと、それによって中学校に相当する海軍兵学校と摩擦が生じるおそれがあったこと、しかし予科練を兵学校生徒となるべく同等に扱おうという配慮が施されたことが検討されている。その上で著者は、終戦まで予科練制度は、中等教育およびそれに相当する教育機関に寄生しながら「遺賢」を囲い込み、階級制度等については将校養成機関と慎重に差別化を図りつつ、初等後教育機関として自らの領域を拡大していったと結論している。

第3章では戦後初期、軍関係教育機関の出身者の経歴がどのような学歴として読み替えられていったのかを探ることで、大学、専門学校、教員養成諸学校、中等学校といった文部省所管の教育機関との関係において定められた、軍関係教育機関の制度的位置づけと、出身者の転入学措置の形成過程を探っている。この章において著者は、当初出身者に対しては、優先的な転入学が措置されていたが、たちまち制限的入学へと移行し、さらにはその制限を後に緩和するなど、出身者への処遇が二転三転していることを明らかにしている。

第4章において著者は、その転入学を巡る実際の中等・高等教育機関の対応状況と、出身者の動向を検討している。高等教育機関に転入した軍関係教育機関の出身者は周囲から「ゾル」と呼ばれ、また中等教育機関に転入した復員生徒は「予科練くずれ」という扱いを受けており、彼らが戦時中の立場や復学・転入学の経緯ゆえに、周囲からは特別視されるという複雑な立場にあったことが明らかにされている。

第5章では新学制発足時には「学歴」認定の対象外とされ、初等教育機関卒業の資格しか残らなかった元乙種飛行予科練習生の戦後の動向について、特に高度経済成長期における「学歴」認定の請願運動に焦点をあてて論じている。学歴化が進展する戦後において、旧軍人団体である予科練雄飛会が関係省庁に対し中等学校卒に対応する「学歴」の請願運動を展開していたこと、これには単にキャリアアップといった待遇の改善のみではなく、「予科練くずれ」という烙印を払拭し自尊心を回復する側面もあったこと、そこには予科練ゆかりの地であった阿見町に慰霊塔を建設しようとした行動にも通底するメンタリティを指摘できることが明らかにされている。

終章において著者は、本論文の要約を行い、これまで等閑に付されていた予科練制度の成立と教育史的展開の検討を行ったことで、軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係を明らかにしたことを本研究の意義としている。著者は、将校養成機関とは別途に、経済的に進学が厳しい「遺賢」を念頭に置いて発足した予科練制度が、戦前の中等教育機関との関係を曖昧にしたまま戦後に終焉したこと、これが新学制発足後の「学歴」認定問題において精算すべき矛盾として露呈し、その矛盾が泥縄式の対応によりうやむやにされたと述べている。これは昨今注意されている経済的徴兵制と自衛隊の問題を議論する際にきわめて示唆的であるとして、著者はここから、従来省みられることのなかった学校と自衛隊の位相に焦点を当てて、戦後教育史像を再構築することが今後の課題となるとしている。

審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、従来教育学や教育史学の分野からの検討が、ほとんどなされてこなかった予科練制度について、その構想段階である前史から、その教程を経た訓練生が置かれた戦後の状況までを一貫して論じた本格的な研究である。それに加え、文部省所管の学校で獲得できる「学歴」、およびそれに準じて軍内に設けられた将校養成機関で得られる（「軍歴」を読み替えた上での）「学歴」と、予科練における訓練や教程といったいわば学習プログラムによって得られる経験や経歴とを対比することで、教育とは何か、そして学校で受ける教育とは何かという根本的な問題を考える上で極めて示唆に富んだ論文となっている。また論を進めるに際しては、先行研究に十分な目配りをするとともに、「公文備考」を初めとした陸海軍および文部省の政策文書といった基本的史料に加え、全国各地に点在する公文書、学校文書、地方新聞にも目配りをして緻密に論述しており、真摯に史料を渉猟する姿勢とその能力、および分析力は高く評価できる。

令和元年10月30日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。